



2025年度 重要事項説明書

附 同意書



conapun

2025. 4. 1

社会福祉法人 天宗社会福祉事業会

天宗瓜破東園

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

①施設運営主体

名 称	社会福祉法人 天宗社会福祉事業会
所 在 地	大阪市平野区瓜破西2丁目10番12号
電話番号	06-6701-0800
代表者氏名	理事長 土井 加津人

②利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	天宗瓜破東園
施設の所在地	大阪市平野区瓜破東2丁目2番53号
連 絡 先	電話番号 06-6708-3167 FAX 06-6708-3193
管 理 者	園長 土井 温子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 18人 1歳児 38人 2歳児 51人 3歳児 54人 4歳児 59人 5歳児 60人
利用定員	満3歳以上の児童 162人 満1歳以上満3歳未満の児童 80人 満1歳未満の児童 18人
開設年月日	昭和44年4月1日
事業所番号	2710051004812
ホームページアドレス	http://tensou-uriwari-higashi.jp

③施設の目的・運営方針

天宗瓜破東園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

④当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	1403.00㎡
園舎	構造 鉄筋コンクリート造 3階建1棟 1F～3F
	延べ面積 2048.85㎡
園庭	746.66㎡ (地上部分 506.11㎡ テラス部分 240.55㎡)

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1室	すいーとぴー組（0歳児）ほふく室、沐浴室、調乳室、トイレ
1歳児室	2室	ゆり組・すずらん組（1歳児）室内トイレ・洗面所
保育室	9室	ちゅうりっぷ組・ばら組（2歳児）室内トイレ・洗面所 さくら組・こすもす組・もも組（3歳児） たんぽぽ組・ひまわり組（4歳児） すみれ組・あやめ組（5歳児）
遊戯室（ホール）	1室	北側 1階
調理室	1室	北側 1階
更衣室（休憩室）	1室	北側 2階
事務室	1室	南側 1階（給湯室）
医務室	1室	南側 1階（幼児用トイレ）
子育て支援室	1室	南側 1階
園長室	1室	西側 1階
トイレ・洗面所	5室	1～3階（1階 バリアフリースイートイレ1室含）

⑤職員の職種、員数及び職務の内容 4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
副園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1		1	
主任保育士	園長の命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
副主任	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	4	4		児童入所状況により変動有
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	26	15	11	児童入所状況により変動有
調理員	常により良い食を提供し、且つ食の安全に務める。	4	4		うち1名管理栄養士 1名栄養士
看護師	看護業務の計画、立案、実施記録及び保育環境の整備、家庭連絡を行う	1	1		
保育補助	長時間、延長保育、を担当する。 乳児保育（0歳～2歳）の補助としての役割も担う。	1		1	
用務員	朝夕の登降園時、安全確保し児童を見守る。園全体の整備等を行う	2		2	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系（超勤を含む一日の最長勤務時間）
園長	正規の勤務時間帯（9：00～19：30）
副園長	正規の勤務時間帯（9：00～19：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：30～19：30）
副主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
看護師	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～16：30）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

⑥提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記⑧に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育の特色

【保育理念】

＊ 伸び伸びと元気に育つ子 ＊ 何事にも思いやりや優しさの持てる子

＊ 工夫して遊ぶ力を持つ子

上記の三つを柱として生きる楽しさや生きる力を養い、他者との関わりで、共感共生を旨とした保育を心がけていきます。

【保育方針】

※児童福祉法、保育所保育指針をふまえ、乳児から幼児への発達段階に応じて心身の成長に調和のとれた保育をします。

※職員は、子どもの心を大切にし、常に子どもの視点に立った保育を心がけ実践するため児童に関わる様々な問題に対する知識の向上と対応する技術の向上に努めます。

※保護者や地域社会との連携を大切にし、子どもの成長を見守ります。

※子どもたちにとって安心した集団生活を過ごせるよう、保健衛生、防犯設備等の保育環境を常に充実していきます。

【保育目標】

※五感で感じることを大切にし、考える力、不思議に思う心を育てていきます。

※様々な失敗を含めた生活体験を通して子ども自身が、自ら課題を克服できるように導いていきます。その結果、達成する喜びを知り、自分自身への自信を育てます。

※園訓「五つの約束」を大切に守り、秩序正しい生活を送れるように導いていきます。

※専門講師による、体育、音楽、造形、英語、表現遊びを体験することから子どもたちの様々な可能性を引き出し、また多くの友達との関わりの中で優しさや、思いやり、そして共に喜ぶ気持ちを育てます。

(3) その他

延長保育（平日 午後6：30～7：30）を実施しています。

但し、延長保育に関しては、利用料 がかかります。（詳細は

⑦保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8月13日から8月15日は、夏期休暇となります。

⑧保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、

7時30分～18時30分まで

の範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、

19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、

8時00分～16時00分まで

の範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、

7時30分～8時00分まで

又は16時00分～18時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 土曜日保育時間は次の通りといたします。

保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分～17時00分まで

の範囲内で、保育を必要とする時間となります。

保育短時間認定に係る保育時間

8時00分から16時00分まで

の範囲内で保育を必要とする時間となります。

16時00分～17時00分まで

の範囲内で、延長保育を提供いたします。

但し、延長保育を希望される方は**就労証明書を提出**して頂きます。

⑨食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法・・・自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、原則毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。（時間は目安です）

	午前間食	昼食	午後間食（平日）	午後間食（土曜日）
0歳児	9時40分頃	11時15分頃	15時頃	14時30分頃
1歳児	9時40分頃	11時15分頃	15時頃	14時30分頃
2歳児	9時40分頃	11時15分頃	15時頃	14時30分頃
3歳児		11時40分頃	15時頃	14時30分頃
4歳児		11時40分頃	15時頃	14時30分頃
5歳児		11時40分頃	15時頃	14時30分頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応・食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	2	2		管理栄養士・栄養士

※ 食物アレルギーをお持ちのお子さまは、栄養士と面談の上対応させていただきます。食物アレルギーをお持ちのお子さま、又は疑いのあるお子さまをお持ちの保護者様は、必ずご連絡ください。

⑩利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料は大阪市の自動払込となっております。

3歳児以上児の保育料は無償（収入に応じて副食費を負担していただきます）

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表（P.11）に掲げる費用を負担していただきます。

この負担金（諸費）はキャッシュレス決済 enpay（エンペイ）より、LINE にて請求させていただきます。請求は毎月10日にさせていただきます。

※令和7年4月1日より諸費、用品購入、行事費等の徴収金につきまして金額の3.8%のエンペイ決済手数料（小数点第1位四捨五入）がかかります。

その他臨時の徴収金（遠足代や用品購入等）はその都度請求させていただきます。

月末までにお支払いをお願いいたします。

⑪特別支援教育（障がい児保育）の取組状況

地域社会の中で、支援を要する児童と無い児童が共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育事業を行っています。

⑫利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

⑬利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

⑭嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科、皮膚科

医療機関の名称	井藤医院
医院長名又は医師名	井藤尚之・井藤可納子
所在地	大阪市平野区瓜破 2-1-65 ミタカホーム 1F
電話番号	06-6703-3387

- (2) 歯科

医療機関の名称	佐牟田歯科医院
医院長名又は医師名	佐牟田 毅 さむた つよし
所在地	大阪市平野区瓜破西 2-4-3
電話番号	06-6702-2792

- (3) 耳鼻咽喉科

医療機関の名称	岡部耳鼻咽喉科
医院長名又は医師名	大西 博昭
所在地	大阪市平野区長吉六反 2-6-39
電話番号	06-6709-4849

⑮緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

⑯非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	無	・スプリンクラー	無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。			

⑰虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 必要に応じ職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

⑱要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当 園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 井上加代子・糸永寛道 ・ご利用時間 9:00～ 18:30 ・電 話 番 号 06-6708-3167 F A X 06-6708-3193 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	岩木 均	電話番号 06-6796-1851
		大阪府議会議員
	坂井 良和	電話番号 06-6713-3363
		弁護士 フォーラム大阪法律事務所
	土井健史	電話番号 06-6311-0259
		弁護士 船富光治法律事務所 弁護士

⑲利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険会社	日本スポーツ振興会・AIU 保険会社・私立保育園連盟
保険の種類	園児傷害保険
保険の内容	傷害・事故の保障
保険金額	年額 226,350 円 3件分 (当園負担)

⑳第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未実施	
自己評価の実施状況	毎年実施	問題なし

㉑子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により

公表・公示された旨 なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

㉒園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	12人	11人	12人
1歳児	35人	35人	36人
2歳児	41人	41人	41人
3歳児	52人	46人	42人
4歳児	45人	52人	44人
5歳児	42人	46人	51人
合 計	227人	231人	226人

②③当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮いただきます。

◎ その他 個人情報保護について

個人情報とは、当該本人に関するすべての情報であって、かつ具体的に特定の当該本人の氏名、連絡先もしくは住所等の明らかとなる事項（識別情報）の事を指し、プライバシー侵害の不法行為（民法709条）ともなり、漏れない様に取り扱わなくてはならない事項であることを認識しております。従いまして、ご記入いただいた個人情報に関しましては、第三者に漏洩若しくは開示をすることは一切ございません。個人情報の取扱いは業務の遂行上、正当な理由のある場合に限定して行います。（お子様が小学校に入学される際、ご入学先の小学校に対し、「子どもの育ちを支えるための資料」といたしまして使用いたします。）

また当園は、保護者の皆様の個人情報の適正な管理を実施すると同時に、当園の職員に対し、個人情報の保護および適正な管理についての誓約書を交わし、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底いたします。当園は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令およびガイドライン等を遵守いたします。

園内で撮影した写真ですが、基本的に園内での利用目的で使用します。例えば、園内で掲示およびクラスだよりなどでの使用、ICTシステム「ルクミー」の連絡帳機能で園児の様子を保護者様にのみ配信させていただいております。また園での保育の様子をVimeoというサービスを活用し、パスワード付き動画の配信を保護者の方にのみ行っております。※園内での写真掲示およびルクミーを活用しての写真利用を拒否される場合は、事務所までお尋ねください。

また、ホームページやパンフレットなど園外の方に向けての写真利用については別途承諾書をいただいております。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給 食 費	3歳以上児（主食費）	月額 2,076円（3,8%込み）
	3歳以上児（副食費）	月額 4,879円（3,8%込み）
	※ただし、免除者は除く	
特別指導料 （4, 5歳児）	リトミック・英語・造形・体育・表現遊び	月額 4,152円（3,8%込み）
特別指導料 （3歳児）	リトミック・体育・造形	月額 3,633円（3,8%込み）
決済手数料	エンペイシステム決済手数料	諸費、用品購入等に際し、3.8%がかかります（少数点第1位四捨五入）
絵本代	0歳児～5歳児（年齢により金額変動）	月額 415円～488円 （3,8%込み）
園外保育費	園外保育における必要経費 ・観光バス使用料 （行先、実施日により変動あり） ・入館料等	その都度 徴収 遠足・行先により価格変動有り 2,699円（令和6年度実施例）
宿泊保育費	5歳児お泊まり保育費	7,850円（令和6年度例） 行先により異なる

上記の理由及び目的（令和5年度より3歳児の特別指導は英語・表現遊びは行いません）

※より安全な食材の調達、献立内容等の充実を計り、より良い食事を提供するものとする。

※保育において各専門分野の活動を取り入れる事により、心身ともに調和のとれた成長発達を促す。

※絵本を教材に取り入れる事により、空想へと心の輪が広がり何事にも興味や関心を持つようになり、他者へのコミュニケーションが計られる。

※特別指導に関しては、当園の保育の特色を担うものであり、保育カリキュラムの中心となっております。

※令和6年4月1日より諸費、用品購入、行事費等の徴収金につきまして金額の3.8%のエンペイ決済手数料(小数点第1位四捨五入)がかかります。

1. 入園前に購入していただく制服・保育用品等 下記金額は3.8%のエンペイ決済手数料を含む

年齢	合計	内 訳	
		保育用品	制服・スモック・体操服・靴
5歳児	46,680 円(男) 47,551 円(女)	17,491 円	男子(冬)制服、スモック、体操服、上下靴 等 含む (29,189 円)
4歳児	46,680 円(男) 47,551 円(女)	17,491 円	女子(冬)制服、スモック、体操服、上下靴 等 含む (30,060 円)
3歳児	46,337 円(男) 47,208 円(女)	17,148 円	
2歳児	18,363 円	12,457 円	スモック、半パン、下靴(5,906 円)
1歳児	12,612 円	8,055 円	スモック、半パン(4,557 円)
0歳児	12,612 円	8,055 円	スモック、半パン(4,557 円)

*3歳児以上(男)

冬制服(16,246円)・スモック(2,128円)・上下靴(2,252円)・体操服(8,563円)=29,189円

夏制服(4,764円)・夏スモック(1,868円)

*3歳児以上(女)

冬制服(17,117円)・スモック(2,128円)・上下靴(2,252円)・体操服(8,563円)=30,060円

夏制服(4,764円)夏スモック(1,868円)

*4,5歳児 メロディオン 6,228 円

*2歳児

長袖スモック(2,128 円)・下靴(1,349 円)・半パン(2,429 円)=5,906 円 半袖スモック(1,868 円)

*0,1歳児

長袖スモック(2,128 円)半パン(2,429 円)=4,557 円 半袖スモック(1,868 円)

2. 延長保育に係る利用者負担 (延長保育利用料は利用月の翌月にエンペイより請求いたします。)

※ 令和7年度より、延長保育利用料につきまして金額の3.8%のエンペイ決済手数料(小数点第1位四捨五入)を含んだ朱書きの金額を徴収させていただきます。

※ 閉園時間、平日 19:30、土曜日 17:00 を過ぎますと1回につき別途 200 円⇒208円(エンペイ決済手数料含む)を徴収させていただきます。

○保育標準時間認定(7:30~18:30)の場合

当園では、平日夕方18:30~19:30が延長保育となります。

<延長保育月額利用>

1ヶ月単位では、2900円⇒3,010円(エンペイ決済手数料を含む)となります。

<延長保育一時利用>

利用時間:18:31~19:30 まで 1回 300 円⇒311 円(エンペイ決済手数料を含む)

○保育短時間(8:00~16:00)の場合

当園では、朝7:30~8:00 夕方16:00~18:30は延長保育となります。

1時間延長まで 311 円 2時間延長 623 円 3時間延長 727 円

※ 上記費用は、登録していただいたキャッシュレス決済サービス“エンペイ”でお支払いいただきます。ご要望があれば、領収証の発行もいたします。

重要事項説明書についての同意書

社会福祉法人 天宗社会福祉事業会
天宗瓜破東園
園長 土井 温子 殿

天宗瓜破東園の入園に当たり、重要事項説明書の配布により
説明を受けた内容を承知した上で同意致します。

令和 7 年 月 日

住 所 _____

保護者氏名 _____

園児 氏名 _____

園児 氏名 _____

園児 氏名 _____

園児 氏名 _____

※保護者自署の場合押印省略します